（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び粕屋町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、粕屋町移住支援金交付要綱第１０条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)
（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額